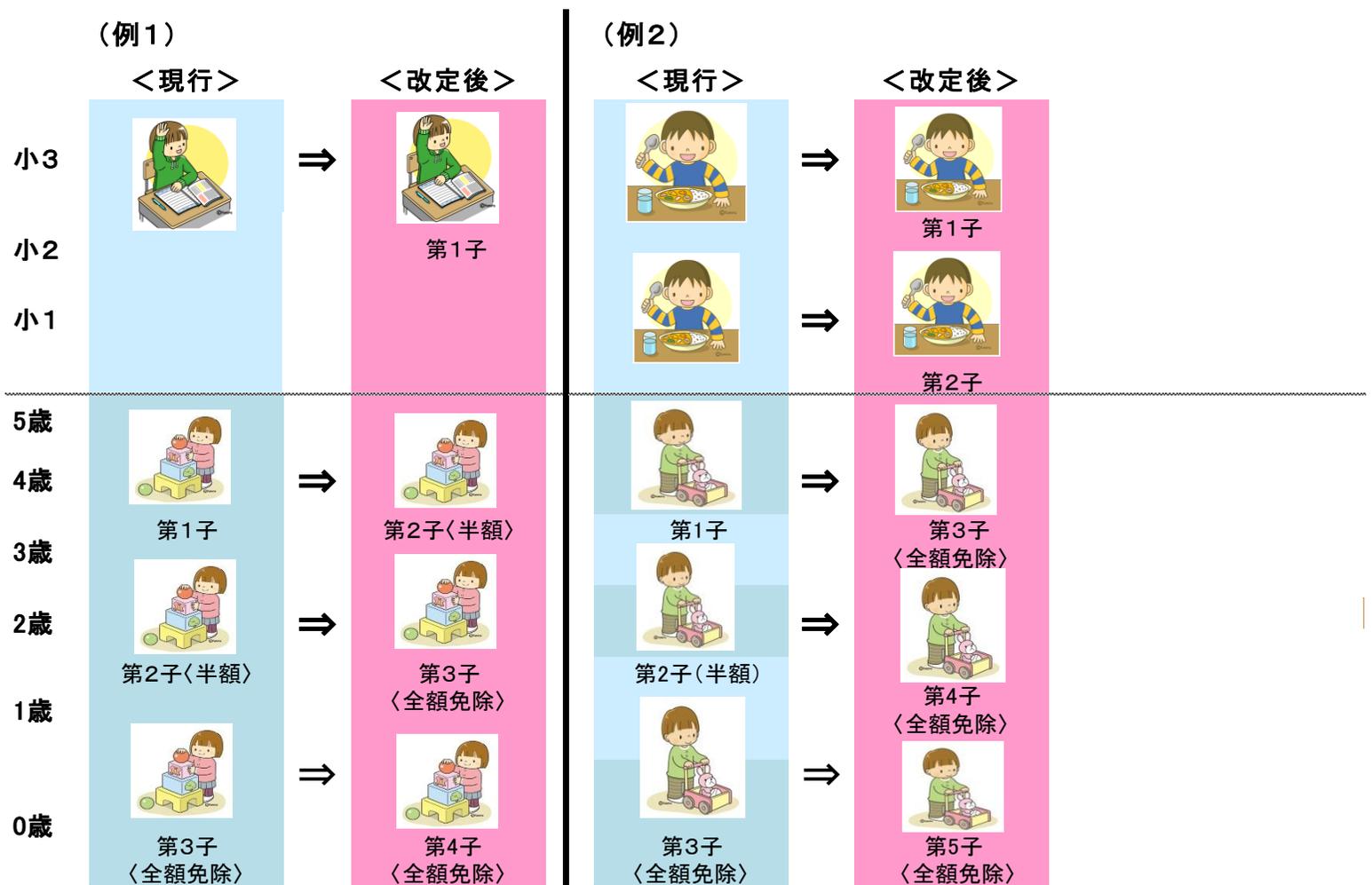


1. 算定方法について

- (1) 算定基礎について、平成28年4月から所得税を住民税に変更する。
- (2) 年少扶養控除については、従前あったものとして控除を行っていたが、税法上既に廃止となっているので、平成28年4月から適用しないこととする。

2. 改定について

- (1) 平成26年度では運営経費として124億7千7百万円余を支出し、その利用者負担割合は、15%不足なので、平成28年4月から現行保育料額の10%増の改定を行う。
- (2) 平成28年4月から多子減額の対象を小学3年生のきょうだいのいる世帯まで拡大して、強化する。なお、現行では、2人以上の子が在園する場合、第二子以降を減額の対象、第二子は第一子保育料の50%、第三子以降は、全額免除としている。(下図のとおり)



3. 施行期日等について

(1) 施行年月日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

- (ア) 算定基礎を変更することにより、保育料の階層区分が上がる場合は、平成28年4月～8月までの間、平成28年3月の階層とする。
- (イ) 上記 2(1)の保育料額の改定は、平成28年4月から概ね5%、平成29年4月から概ね5%、それぞれ増の改定を行う。